

## 【Core Star Biz/利用規約】

### 第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、株式会社ジェイシーエス(以下『弊社』といいます。)が提供するCore Star Biz（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものとします。
  2. 申込者及び会員は本規約の内容を確認し、これに同意のうえ本申込を行うものとします。また別途定める重要事項説明についても確認し同意したものとします。
  3. 本申込書の記載内容と本規約の内容が異なる場合、本申込書の記載内容が優先します。
  4. 弊社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。

### 第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「弊社」とは、株式会社ジェイシーエスを意味を有するものとします。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスの利用に関する契約を意味するものとします。
- (3) 「利用料金」とは、本サービスの利用料金を意味するものとします。
- (4) 「インターネット接続ID」とは、弊社が利用者に対して発行されたIDおよびパスワードを意味するものとします。
- (5) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）を意味するものとします。
- (6) 「会員」とは、弊社との利用契約が成立した本サービスの利用者を意味するものとします。
- (7) 「申込者」とは、弊社に利用契約の申込みをした者を意味するものとします。
- (8) 「サービス開始日」は、弊社が書面又は電子メール等により申込者へ通知する開通案内に記載した開通日を意味するものとします。
- (9) 「課金開始日」は本サービスの利用料金の課金が開始される日をいい、本サービスの提供開始日とします。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額を意味するものとします。
- (11) 「本サービス用設備等」とは、本サービスを提供するために弊社と提携する電気通信事業者の設置する電気通信設備、機器、ソフトウェア及び弊社が弊社以外の電気通信事業者等より借り受ける電気通信回線を意味するものとします。

### 第3条（契約の申込み）

1. 申込者は、本サービスの申込みにあたっては、本規約の同意の上、弊社所定の方法により行うものとします。
2. 申込者が、弊社コラボ光回線や他社光回線又はその他インターネット回線に加入していること又は、利用契約の申込と同時にこれらのうち一つ以上に加入することが利用契約の申し込みの前提条件となります。

### 第4条（契約の申込みの承諾）

1. 弊社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 弊社は、前項の定めにかかわらず、次の場合にはその契約の申込みを承諾しないことがあります。
3. 弊社が、申込者からの申込に対し、弊社所定の方法により、弊社が通知及びアカウントID及びパスワードを送付又は申込者に発信、通知したことをもって、利用契約の申込の承諾の意思表示とみなし、利用契約が成立します。
4. 会員は、申込回線が利用できなくなったときは、本サービスが利用できなくなることについて、あらかじめ承諾します。

### 第5条（契約事項の変更）

1. 会員は、第3条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を弊社所定の方法に従い、本サービスの種類を変更するときは、弊社所定の手続を行います。
2. 弊社は、弊社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 弊社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した日から本サービスの利用について変更された事項を適用するものとします。
4. 申込事項に変更が生じたにもかかわらず、すみやかに変更申込がなされないことにより、弊社に何らかの損害が生じた場合は、会員は弊社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第6条（提供区域等）

本サービスは、弊社が別に定めるサービス提供地域内においてのみ提供します。

### 第7条（最低利用期間）

本サービスには弊社が定める最低利用期間があります。

1. 本サービスの最低利用期間内に解約又は他のプランへ変更があった場合、会員は弊社が定める期日までに弊社が別に定める額を一括して支払うものとします。

### 第8条（会員による解約）

会員は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により解約届を弊社に提出するものとします。

1. 弊社は、前項において、当月末までにその解約届を確認できた場合、翌月末日をもって解約を行なうものとします。
2. 会員は、前項の規定に基づき、弊社が解約をした時点において発生している料金等について、本規約に基づき支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、CoreStar Bizの利用契約の解約日は、原則として、弊社が会員から解約届を受領した日の属する月の翌月末日とします。ただし、弊社が事前に通知した場合は、弊社が指定する日を解約日とします。

### 第9条（弊社による解約）

弊社は会員が次の各号に該当するときは、本サービス利用契約を解除することができます。

- (1) 会員が第11条各号に該当するとき。
- (2) 会員が、料金等の支払債務の履行を怠ったとき。
- (3) 会員が本規約その他弊社の定める規定に違反し、当該違反が弊社の業務の遂行に支障を及ぼすと弊社が判断したとき。
- (4) 本サービスの提供に必要な弊社からの照会に対して会員から回答がなく本サービスの提供に著しい支障があると弊社が判断したとき。
- (5) 会員が反社会的勢力等であることが判明したとき又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持・運営に協力もしくは関与する等、社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (6) 会員資格の取り消し、資格停止等の処分を受けたとき。
- (7) その他、会員として不適当と弊社が判断したとき。

### 第10条（初期契約解除制度）

1. 本サービスには、初期契約解除制度が適用されます。
2. 本サービスの初期申込解除制度の適用対象の申込者（以下「対象申込者」といいます。）は、申込書面の受領日から起算して8日以内に初期契約解除を行うことができます。
3. 対象申込者は、前項の期間内に限り、弊社に対し、書面を発することにより契約を解除することができます。この場合、書面又は電子申請の発信をもって契約の解除の効力が生じます。
4. 対象申込者は、初期契約解除を行った場合でも、契約解除までの期間に本サービスを利用していた場合は、本サービスの利用料金、事務手数料等をお支払いいただけます。

#### 第11条（利用停止）

弊社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- （1）第9条各号のいずれかに該当するとき。
- （2）会員が本サービスの利用において、弊社の電気通信設備に支障を与え、又は与えるおそれがあると弊社が判断したとき。
- （3）会員が本規約に違反したと弊社が判断したとき。
- （4）会員が弊社に届け出た支払い方法により、料金等の支払いができなかったとき。
- （5）第13条で定める禁止行為に該当する行為を行ったと弊社が判断したとき。

#### 第12条（利用の一時中断）

1. 弊社は、次の場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
  - （1）弊社又は本サービス用設備等を提供する電気通信事業者が本サービス用設備等の保守又は工事のためやむを得ないとき。
  - （2）第20条の規定により、本サービスの提供を中止するとき。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第13条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用に際し、次の行為を行ってはならないものとします。

- （1）弊社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- （2）弊社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- （3）弊社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- （4）詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又は犯罪行為に結びつく行為、もしくはこれを教唆、補助する行為。
- （5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- （6）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれが高い行為、又はこれらを助長し、もしくは誘発するおそれのある行為。
- （7）貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付を行う行為。
- （8）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- （9）本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- （10）他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
  - （1）ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
  - （2）無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
  - （3）第三者の施設、設備若しくは機器の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
  - （4）本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
  - （5）法令又は弊社若しくは会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為。
  - （6）公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
  - （7）前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。
  - （8）その他、弊社が不適切と判断する行為。

#### 第14条（契約の更新）

1. 本契約は、会員から弊社所定の方法によって、弊社の定める期日までに更新をしない旨の通知がない場合、同条件で更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 会員は、更新に必要な利用料金を、弊社の定める期日までに支払うものとします。

#### 第15条（一部特約）

申込者は、本サービス利用のためにNTT東西のフレッツ・v6オプションの申込みが必要となる場合、次の各号に定める事項についてあらかじめ同意します。

- （1）申込者からNTT東西に対するフレッツ・v6オプションの申し込みに係る事実行為を代行すること。
- （2）申込者は、この代行申し込みについて異議がある場合には、事前に弊社に通知します。

#### 第16条（料金等の計算方法）

弊社は、当初日から当月末日までを1料金月として、料金等を計算します。

1. 弊社は、料金等のついては、これを日割りしません。

#### 第17条（料金等の支払方法）

会員は、弊社が定める期日までに弊社所定の方法により料金等を支払うものとします。

1. 前項の規定において、会員が料金等を支払う際に要する費用は、会員の負担とします。

#### 第18条（IDおよびパスワードの管理）

会員はID及びパスワードについて管理する義務を負うものとします。

1. 会員は、自己の管理下にある特定の第三者（同居の家族又は従業員）を除き自己のID及びパスワードを第三者に使用させ、又は売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
2. 前項において自己の管理下にある特定の第三者に利用させる場合においては、本規約を遵守させるものとします。ただし、その場合において弊社は会員本人による利用とみなし、会員は当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとします。
3. 会員がIDまたはパスワードを第三者に不正利用され、本サービスの利用があった場合、弊社は当該利用に係る料金等を会員に請求できるものとします。

ただし、会員が善良な管理者の注意義務を尽くし、かつ速やかに弊社に通知したことを証明した場合、または弊社のシステムの脆弱性に起因する不正利用の場合は、この限りではありません。

4. 会員が前項の規定に違反したときは、弊社は本サービスの提供を中止することができます。

#### 第19条（利用料金等の支払い義務）

1. 会員は、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、料金表に定める利用料金の支払いを要します。
2. 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の利用料金も支払いを要します。
3. 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金をお支払いいただけます。

- （1）会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。
- （2）会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の整数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。

- （3）弊社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたときに、そのことを弊社が知った時刻以後の利用ができなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。
4. 利用料金等の過払いが発生した場合、弊社は原則として翌月以降の利用料金に充当するものとします。会員が返金を希望する場合は、弊社所定の方法により申し出ること、申出日の属する月の翌々月末日までに返金します。
5. 料金の支払いに関して、会員は預金口座振替書・自動払込利用申込書の提出後であっても、口座振替開通までの期間は振込支払いすることとします。
6. 会員はweb請求を申請する事により専用webページよりご請求書を確認する事ができます。

#### 第20条（サービス利用停止、中止）

弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。

- （1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- （2）会員が第9条の各号のいずれかに該当すると弊社が判断したとき。
- （3）会員が第13条の禁止事項に該当すると弊社が判断したとき。又は会員の禁止事項を発見し、本サービスの円滑な運営に重大な支障を来すと弊社が判断した場合、あらかじめ通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用を停止、当該データの削除等の措置をとること、もしくは契約を解除することができます。
- （4）第11条第1項により、本サービスの提供を停止されたことを弊社が確認したとき。
- （5）弊社の別途定める保守指定時間の場合。
- （6）弊社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合。
- （7）会員の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を弊社が検知した場合。

また、前項の措置をとったことで、当該会員が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、弊社は一切の責任を負いません。

- （8）弊社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- （9）会員が本サービス用設備等に登録したデータ等又は会員の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、支障が生じた場合には、弊社は、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限することがあります
- （10）登録電気通信事業者等その他本サービスに関連する電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。
- （11）会員に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は会員宛に発送した郵便物が宛先不明で弊社に返送された場合。

#### 第21条（利用の制限）

1. 弊社は、天災、事変その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信
2. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(URLリスト)において指定された国内のウェブサイトへのアクセスを制限します。
3. 弊社は、インターネット上での通信の輻輳の回避、その他電気通信事業法に定める通信の秘密に属さない事由の範囲内で、また弊社所定の通信手順を用いて行われた通信について、会員の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。
4. 弊社は、通信が著しく混雑又は混雑が生じる可能性がある場合には、利用帯域幅を一定の水準以下に制御する時があります。なお、この措置は一時的に行うものであり、混雑状態が緩和され次第、解除します。

#### 第22条（契約上の地位の譲渡等）

会員は、弊社の書面による事前の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は本契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはならないものとします。

#### 第23条（自己責任の原則）

1. 会員は、会員による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条による、会員による利用又は行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下、本条において同様とします。）とその結果について責任を負います。
2. 会員は、本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決を行います。会員が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決を行います。
4. 会員がその責に帰すべき事由により弊社に損害を被らせた場合は、弊社は、会員に当該損害の賠償を請求することができます。
5. 会員は、本サービスを經由して、弊社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「第三者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該第三者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合、これを遵守しその指示に従います。
6. 弊社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負いません。
7. 会員が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて会員が負います。当該サーバ等に起因して弊社が損害を被った場合、会員は損害を賠償する義務を負います。

#### 第24条（本サービス用設備等の障害等）

1. 弊社は、本サービスに障害があることを知ったとき、可能な限り速やかに会員にその旨を通知するとともに、自ら本サービス用設備等を修理又は復旧を行うか、本サービス用設備等を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示します。
2. 弊社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含みます。）を弊社の指定する第三者に委託することができます。

#### 第25条（秘密保持および個人情報の保護）

1. 弊社は、本サービスの提供に関連して知り得た会員の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、弊社は、次の各号に掲げる場合、承諾なく秘密情報を必要な範囲内で開示することができます。
  - （1）自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合。
  - （2）法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合。
  - （3）弊社がNTTなどの電気通信事業者、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、利用契約を遂行するために必要な範囲で開示する場合。
  - （4）特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者情報を開示請求者に対して開示する場合。
2. 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守して取り扱います。
  - （1）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。
  - （2）開示を受けた際、既に公知となっている情報。
  - （3）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報。
  - （4）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報。
  - （5）申込者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も引き続き効力を有します。
4. 会員は、弊社が会員に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で会員情報および利用契約にかかる情報を利用することに同意します。

#### 第26条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. 弊社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本方針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

#### 第27条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、弊社はなんら催告することなくサービス利用を解除することができるものとします。
  - （1）反社会的勢力に属していること。
  - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

- (3) 反社会的勢力を利用していること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
3. 弊社も、自らが反社会的勢力でないことを表明し、保証します。
  4. 弊社が反社会的勢力に該当することが判明した場合、会員は催告なく本契約を解除できるものとします。
  5. 前各項の規定により利用契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができません。

#### **第28条（損害賠償の制限）**

1. 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった会員に対する損害賠償額は、弊社がかかる電気通信役務に関し
2. 弊社は、本規約で特に定める場合を除き、会員が本サービスの利用に関して被った損害については、会員が弊社に支払う1カ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負いません。

#### **第29条（免責）**

1. 弊社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。
2. 弊社は、本サービスの通信速度などの品質について、最良な状態で提供するよう経済的に合理的な範囲で努めるものとはしますが、特定の品質を保証するものではありません。
3. 本サービスは、ベストエフォート型のサービスであり、通信速度、品質、稼働率等について保証するものではありません。弊社は、本サービスの安定的な提供に努めますが、インターネットの性質上、常時安定した通信を保証するものではなく、通信速度の低下、接続の切断等が生じる場合があります。

#### **第30条（不可抗力）**

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、同盟罷業、輸送機関の事故、その他不可抗力により本規約の履行が不可能又は著しく困難となった場合は、弊社はその不可能又は困難の存する限度で本規約に基づく義務を免れるものとします。

#### **第31条（発信者情報開示請求等）**

第三者から、当該第三者の権利が侵害されたとして、法令に基づき、会員に係る情報の開示請求又は送信防止措置等の申出があった場合、弊社が当該請求等を合理的なものであると認めるときは、弊社は会員に許可なく当該第三者に、会員の会社名及び連絡先等を開示できるものとする。

#### **第32条（規約の変更）**

1. 弊社は、民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき本規約を変更することができます。
2. 前項により変更した本規約については、あらかじめ、変更する内容および効力発生時期を通知するか、また弊社のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表します。
3. 前項の定型約款の変更については、民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき、変更後の規約が適用されます。

#### **第33条（準拠法と管轄裁判所）**

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第34条（通知）**

弊社から会員への通知は、電子メール、郵便、本サービス上への掲載、その他弊社が適当と認める方法により行うものとします。

#### **第35条（誠実協議）**

本規約に定めがない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合、会員及び弊社は、誠意をもって協議の上解決するものとします。

以上

制定日：2026年2月27日

株式会社ジェイシーエス